

# 消費生活相談が過去最高！

# 覚えのない請求は払わない！

「身に覚えのない料金の請求がハガキで送られてきた」  
「携帯電話の出会い系サイトに無料と思って接続したら、  
高額な請求をされた」など、私たち消費者をだます“ワナ”  
は、年々悪質かつ巧妙になってきています。

「納得できない」「どうしたらいいの?」と思ったら、ま  
ずは秋田市消費者センターへご相談ください。

## 架空・不当請求の相談が急増

平成十五年度に秋田市消費者センター  
で受けた消費生活相談は、三、四三七件。  
相談件数は平成十四年度の二倍以上に増  
え、過去最高となりました。

これは、身に覚えのない携帯電話やパ  
ソコンの通信料金を請求される「架空請  
求」、携帯電話の有料サイト料金や登録料  
金などを請求される「不当請求」に関す  
る相談が激増しているためです。これら  
架空・不当請求に関する相談は一、九六

五件あり、平成十四年度の五〇六件の四  
倍近くになりました。

一家に一台のパソコン、家族それぞれ  
が携帯電話を持つ時代を反映しているの  
でしょうか。便利になればなるほど、見  
えない落とし穴もまた増えているのです。

## 20代〜40代が狙われている。 10代のトラブルも多発

実際に被害にあったかたを年  
代・性別で見ると、最も多かった



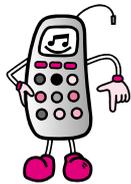
のは、「二十代・男性」で六一  
六人。次いで、「三十代・男性」  
「三十代・女性」「四十代・男  
性」と続き、二十代・三十  
代で全体の五三%を占めま  
した。また、男女別では  
「男性」が初めて、「女性」を  
上回ったのも十五年度の特徴です。

これまで消費者トラブルとは縁  
が薄かった十代がまきこまれるケ  
ースも一七三件ありました。その

平成13年度  
1,516件

平成12年度  
1,405件

平成14年度  
1,688件



## ケータイ君からアドバイス

## だまされないようにね！

「最終通告!」「有料サイトの料金が未払い」など、債権回収業者  
をかたり突然はがきなどで送られてくる身に覚えのない請求のこと。  
アドバイス...むやみに怖がることはありません。使ってなければ、  
当然、払う必要のないものです。自分から連絡は絶対にしないこ  
と。逆に住所や名前を聞き出されてしまう恐れがあります。

架空請求

利用料無料のサイトに接続したはずなのに請求がくること。  
アドバイス...「利用料無料」とうたいながら、わかりにくい利  
用規約などで「登録料 万円」という落とし穴が...。出会い系  
サイトやアダルトサイトには安易に接続しないことが賢明で  
す。

不当請求

相談件数

平成11年度  
1,159件

# 悪質商法は ゼッタイに許しません！

11月から「特定商取引法」が改正され、訪問販売などのトラブルから消費者を守るため、民事ルールが拡充され、事業者への規制も強化されました。

## 消費者を守るためのルール拡充

### 契約 取り消し

事業者が商品の性能など重要な事実について言わなかったり、嘘を言ったりで、消費者が誤って契約をした場合は、契約を取り消すことができます。

### クーリング オフ

事業者が嘘を言ったり、脅したりして、クーリング・オフを妨害した場合は、消費者はいつでもクーリング・オフができます。

## 事業者への規制強化

### 勧誘目的 を明示

商品の販売などの勧誘をするときは、勧誘が目的であることをまず明示することを義務づけました。

### 怪しい場所 での勧誘に 罰則

販売目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することを罰則をもって禁止します。

### 商品の情報 は隠さずに

商品の性能などに関する重要な事実をわざと消費者に言わない行為を、罰則をもって禁止します。

## 特定商取引法の対象となる販売方法

販売方法	内容
訪問販売	自宅への訪問販売やキャッチセールスなど
電話勧誘販売	電話で勧誘して契約を結ぶもの
通信販売	新聞、雑誌などの広告で注文を受ける販売
特定継続的役務提供	エステ、家庭教師、学習塾など、長期・継続的な契約
マルチ商法 (連鎖販売取引)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・サービスの販売
内職・モニター商法 (業務提供誘引販売取引)	「仕事を提供するので収入が得られる」と誘い、仕事に必要であるとして、商品などを買わせる商法



「だまされたかも...」  
契約しちゃったけど解約したい

そんなときは  
ケイタイ君からアドバイス

## だまされないようにね！

クーリング・オフとは、契約後一定の期間内であれば無条件で解約できる制度です。訪問販売、電話勧誘販売は8日以内、内職商法・マルチ商法は20日以内です。まずは、秋田市消費者センターにご相談ください。



消費生活相談は  
秋田市消費者センター  
tel(866)2016

今年はさらに  
これ以上！

相談件数

平成15年度  
3,437件



## 怖がらず、相手にしないこと

消費者センターへの相談は、今年も昨年以上に増えていきます。今年四月から十月までの相談は二、七七八件あり、昨年同時期より九〇〇件も多い状況です。右ページに架空請求、不当請求に対し

八割以上が、携帯電話の情報サービスの請求に関するものでした。架空・不当請求による被害額は、二、三万円から最高で四百万円というものであります。

また、未成年者のトラブルを未然に防ぐため、携帯電話の使い方、架空請求・不当請求への対処法などを、家族でも一度話し合ってみることも必要でしょう。心配なことがあったら、実際に契約したり、料金を支払う前に、上記の「秋田市消費者センター」へご相談ください。

ての注意事項を掲載しています。とにかく、身に覚えのない請求は怖がらず、相手にしないこと。出会い系サイトやアダルトサイトには安易に接続しないことです。